平成２５年（フ）第７６号
岐阜県大垣市中川町２丁目53番地
債務者　小原　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市連島町西之浦2782番地
債務者　監物知也子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
埼玉県所沢市北野２丁目25番地の25
債務者　是平　義則
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４６号
岡山県井原市神代町2472番地１　神代住宅７号
債務者　小出美希子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８０４号
さいたま市見沼区大字南中丸448番地１
債務者　高屋敷富子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１０号
さいたま市北区奈良町24番地３　コスモ大宮西103号
債務者　西尾　敦美
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２０号
埼玉県川口市大字里1055番地の３
債務者　佐藤　吉美
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
埼玉県川口市大字里1055番地の３
債務者　佐藤ちい子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２９号
さいたま市見沼区大字大谷1812番地　23―306
債務者　坂本　廣男
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―７―306
債務者　山崎　麗奈
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６４号
さいたま市見沼区春野２丁目３番２―806号、破産手続申立時の住所さいたま市桜区田島６丁目３番１―403号
債務者　奥村　祐司
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６６号
埼玉県上尾市今泉１丁目４番地７　コスモハイツ博202
債務者　海老沼真由美（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７０号
さいたま市西区大字宝来1493番地　２号棟505号
債務者　中澤　茂子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
埼玉県草加市新栄町1000番地　新栄町団地２―１―103
債務者　我妻　公子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
埼玉県川越市脇田新町19番地65　パティオ川越106号室
債務者　帰山　　茂
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９２号
埼玉県ふじみ野市大井909番地37
債務者　広田　由章
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９９号
静岡県伊東市富戸1016番地の３　スカイリゾート202号、前住所静岡県伊東市八幡野1262番地の14
債務者　江頭　新悟
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係